

議案第114号

令和2年度小松島市下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和2年度小松島市下水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 令和2年度小松島市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(2) 主な建設改良費			
① 管渠改良費	75,075 千円	1,852 千円	76,927 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入			
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	519,172 千円	△47,834 千円	471,338 千円
第1項 営業収益	113,085 千円	746 千円	113,831 千円
第2項 営業外収益	354,212 千円	1,420 千円	355,632 千円
第3項 特別利益	51,875 千円	△50,000 千円	1,875 千円
支出			
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	467,293 千円	786 千円	468,079 千円
第1項 営業費用	388,893 千円	176 千円	389,069 千円
第2項 営業外費用	77,064 千円	610 千円	77,674 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4千円は、当年度利益剰余金処分量4千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,384千円は、当年度利益剰余金処分量1,384千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収入		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	284,752千円	2,712千円	287,464千円
第1項 他会計負担金	213,150千円	△49,488千円	163,662千円
第3項 企業債	44,300千円	52,200千円	96,500千円
	支出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	284,756千円	4,092千円	288,848千円
第1項 建設改良費	75,075千円	1,852千円	76,927千円
第2項 企業債償還金	209,677千円	2,240千円	211,917千円

第4条の2 予算第4条の2に定めた地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を、それぞれ「5,600千円」及び「15,386千円」に改める。

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	44,300千円	証書貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。	46,500千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

第5条の2 予算第5条に定めた表に次の表の項を加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	50,000千円	証書貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。

第6条 予算第6条中「100,000千円」を「150,000千円」に改める。

第7条 予算第7条職員給与費「25,400千円」を「25,228千円」に改める。

第8条 予算第8条中「360,333千円」を「310,333千円」に改める。

第9条 予算第9条中「4千円」を「1,384千円」に改める。

令和2年12月3日提出

小松島市長 中山 俊雄